

令和4年3月7日  
自動車局安全・環境基準課

## 令和3年度 第3回車両安全対策検討会を開催します

国土交通省は、3月14日（月）に令和3年度第3回車両安全対策検討会を開催し、安全基準の拡充・強化を中心に、自動車の安全対策に係る検討を行います。

交通事故削減に向けて本年6月に交通政策審議会自動車部会においてとりまとめられた「交通事故のない社会を目指した今後の車両安全のあり方に関する報告書」においては、「歩行者・自転車等利用者の安全確保」、「自動車乗員の安全確保」、「社会的背景を踏まえて重視すべき重大事故の防止」、「自動運転関連技術の活用・適正利用促進」を4つの柱として、新たな交通事故削減目標※に向けて、自動車の安全対策を推進していくこととされました。

※ 令和12年（2030年）までに車両安全対策により令和2年（2020年）比で、①30日以内交通事故死者数を1,200人削減、②重傷者数を11,000人削減する。

これを受け下記のとおり令和3年度第3回車両安全対策検討会を開催し、車両安全対策の評価・分析の方針及び自動車の安全基準の拡充・強化等について検討を行います。

## 記

- 1 日時 : 令和4年3月14日（月） 15:00～17:00
- 2 場所 : AP虎ノ門 11階「Aルーム」  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-15 NS 虎ノ門ビル
- 3 委員 : 別紙1参照
- 4 議事 : 1) 車両安全対策事故調査・分析の実施状況  
2) 安全基準策定等の状況  
3) 新たなモビリティ安全対策ワーキンググループの検討状況  
(新たなモビリティの保安基準・型式認定制度の骨子案について)  
4) その他
- 5 その他 :

会議については傍聴不可ですが、冒頭のみ撮影可能です。取材を希望される方は、別紙2に基づき電子メールにてご登録願います。

検討会の配布資料については、原則、検討会後にホームページにて公開します。

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk7\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html))

※ 今般の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、取材については各社1名とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いいたします。

また、発熱など風邪のような症状がある場合には、ご自身の体調を優先し、参加を控えていただきますよう併せてお願いいたします。

## 【問い合わせ先】

自動車局 安全・環境基準課 山村、辰野

電話:(03) 5253-8111 (内線:42532)

直通:(03) 5253-8602 FAX:(03) 5253-1639